

第十三回国会 厚生委員会 議 録 第四十号

昭和二十七年六月十二日(木曜日)

午前十一時十五分開議

出席委員

委員長代理 理事青柳 一郎君
理事九山 直友君 理事豆 四郎君
新井 京太君 高橋 等君
寺島隆太郎君 堀川 恭平君
松井 豊吉君 松永 佛骨君
堤 ツルヨ君 刈田アサノ君
福田 昌子君 寺崎 覺君

出席政府委員

厚生事務官 高田 正己君
(兒童局長)
委員外の出席者 中山 壽彦君
衆議院法制局参事(第二部長) 鮫島 眞男君
参議院法制局参事(第一部長) 中原 武夫君
参議院法制局参事(第一部長) 川井 章知君
専門員 引地亮太郎君
専門員 山本 正世君

六月十日

栄養改善法案(中山壽彦君外五名提出、参法第一二号(予))
同月十一日

栄養改善法案(参議院提出、参法第一二号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

兒童福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出第八二号)(参議院送付)
栄養改善法案(参議院提出、参法第一二号)
○青柳委員長代理 これより会議を開

第一類第八号

厚生委員会議録第四十号 昭和二十七年六月十二日

都合により委員長が不在でございますので、私が委員長長の職を勤めます。

まず栄養改善法案を議題とし、調査に入りまず提案者より趣旨の説明を聴取いたしたいと存じます。提案者参議院議員中山壽彦君。

栄養改善法案

栄養改善法

第一條 この法律は国民の栄養改善思想を高め、国民の栄養状態を明らかにし、且つ、国民の栄養を改善する方法を講じて国民の健康及び体力の維持向上を図り、もつて国民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(国民栄養調査の実施)
第二條 国は、栄養改善の方途を講ずる基礎資料として国民の健康状態、栄養攝取量、栄養攝取と経済負担との関係等を明らかにするため、国民栄養調査を実施する。

2 国民栄養調査は、身体状況調査及び栄養攝取状況調査とし、毎年厚生大臣の定める時期に行う。

3 都道府県知事は、厚生大臣の指揮監督を受けて、その管轄区域内の国民栄養調査の執行に関する事務を行う。

(被調査者の選定及び協力義務)

第三條 国民栄養調査の対象の選定は、無作為抽出法により、毎年、厚生大臣が調査地区を定め、その地区内において都道府県知事が調

査世帯を指定することによつて行う。

2 前項の規定により指定された調査世帯に属する者(以下被調査者という)は、国民栄養調査の実施に協力しなければならない。

3 被調査者が未成年者又は禁治産者である場合には、その親権者、後見人又は現に監護を行つてゐる者において、前項の義務を果させるために必要な措置を講じなければならない。

(国民栄養調査員)

第四條 国民栄養調査の事務に従事させるため、都道府県に国民栄養調査員を置く。

2 国民栄養調査員は、医師、栄養士、保健婦その他の者のうちから、毎年、都道府県知事が任命する。

3 国民栄養調査員は、非常勤とする。

4 国民栄養調査員は、実施につきその職務を行う場合には、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(費用負担)

第五條 国庫は、国民栄養調査に要する費用を負担する。

(調査票の使用制限)

第六條 国民栄養調査のために徴した調査票は、栄養改善その他直接国民の福祉の向上を図る目的以外の目的のために使用してはならない。

(省令への委任)

第七條 前五條に定めるものの外、国民栄養調査の方法、調査項目その他国民栄養調査の実施に関して必要な事項は、厚生省令で定める。

(栄養相談所)

第八條 都道府県及び保健所を設置する市は、保健所の附属機関として、栄養相談所を設置することが出来る。

2 栄養相談所は、食生活改善の促進を図ることを目的として、一般の食事又は病人の食事の献立及び調理、食品の栄養価、食品の栄養効果その他栄養改善に関する事項につき相談に応ずるところとする。

3 栄養相談所は、前項に規定する事項につき相談を受けたときは、懇切にこれに応じなければならない。

(栄養指導員)

第九條 都道府県及び保健所を設置する市に、栄養指導員を置く。

2 栄養指導員は、食品の栄養上合理的な消費、栄養効果の充分な給食の実施、給食担当者の栄養に関する知識の向上及び食品の調理方法の改善等について必要な援助及び指導を行つて、住民の栄養状態の改善に努めるものとする。

3 栄養指導員は、都道府県又は市の技術員とし、医師又は栄養士の資格を有する者について都道府県知事又は市長が任命する。

第十條 特定多数人に対して、通例として、継続的に一回百食以上又は一日二百五十食以上の食事を供給する施設(以下集団給食施設という)で栄養士を置かないもの(医師が管理するものを除く)にあつては、その供給する食事につき、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法に関して、厚生省令の定めるところにより栄養指導員の指導を受けなければならない。

(調査指導)

第十一條 都道府県知事又は保健所を設置する市の市長は、栄養改善指導上必要があると認めるときは、集団給食施設の経営者から必要な報告を求め、又は栄養指導員に特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設について栄養改善の見地から必要な指導をさせることができる。

2 前項の規定により栄養指導員が指導を行う場合には、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(特殊栄養食品の標示)

第十二條 販売に供する食品につき、栄養成分の補給ができる旨の標示又は乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用等の特別の用途に適する旨の標示をしようとする者は、厚生大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者

は、製品見本を添え、商品名、原材料の配合割合及び当該製品の製造方法、成分分析表、許可を受けようとする標示の内容その他厚生省令で定める事項を記載した申請書を、その営業所所在地の都道府県知事（保健所を設置する市にあっては市長）を経由して厚生大臣に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、許可審査手数料として三千円に相当する収入印紙をちよう附しなければならない。

4 第一項の許可を受けて標示をする者は、商品名、製造年月日、製造所所在地及び製造者の氏名又は名称、許可番号、原材料の配合割合、成分分析表その他厚生省令で定める事項を当該食品の容器包装の見やすい箇所に明記した標示をしなければならない。

（栄養審議会の設置及び権限）

第十三条 国民の栄養的欠陥、必要な食糧構成、食品の強化、食生活の改善その他国民栄養の改善に関する事項を調査審議し、及び栄養士試験に関する事務をつかさどらせるため、厚生省に栄養審議会を置く。

2 栄養審議会は、厚生大臣の監督に属する。

3 栄養審議会は、国民栄養の改善に関し、関係行政機関に意見を具申することができる。

4 栄養審議会は、特に必要があるときは、関係行政機関に対し、所属職員の出席、説明及び資料の提供を求めることができる。

（栄養審議会の組織）

第十四条 栄養審議会は、委員十五人以内で組織する。

2 栄養審議会に、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから厚生大臣が任命する。

4 委員のうち学識経験のある者のうちから任命されたものの任期は、三年とする。欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

6 栄養審議会に、委員の互選による委員長を置く。

（政令への委任）

第十五条 前二條に定めるものの外、委員長の職務及び栄養審議会の運営に関して必要な事項は、政令で定める。

（特殊栄養食品の検査及び収去）

第十六条 厚生大臣又は都道府県知事（保健所を設置する市にあっては市長）は、必要があると認めるときは、当該職員に第十二條（特殊栄養食品の標示）の規定により許可を受けた特殊栄養食品の製造施設、貯蔵施設又は販売施設に立ち入らせ、販売の用に供する特殊栄養食品を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において当該特殊栄養食品を収去させることができる。

2 前項の規定により当該職員が立入検査又は収去をする場合には、

その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項に規定する当該職員の職権は、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十九條（食品衛生監視員の設置）に規定する食品衛生監視員が行う。

（特殊栄養食品の標示の許可の取消）

第十七條 厚生大臣は、第十二條第一項（特殊栄養食品の標示の許可）の許可を受けて標示をする者が同條第四項（特殊栄養食品の標示内容）の規定する標示をせず又は虚偽の標示をしたときは、当該許可を取り消すことができる。

（雑則）

第十八條 教育委員会が所管する集団給食施設に対する第十條（集団給食施設における栄養管理）の規定による指導並びに第十一條（調査指導）の規定による報告の聴及び指導は、教育委員会を通じて行ふものとする。

（罰則）

第十九條 第十二條第一項（特殊栄養食品の標示の許可）の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても同項の罰金を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、その業務について相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

行為を防止するため、その業務について相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

第二十條 第十一條第一項（調査指導）の規定に違反して報告をせず又は虚偽の報告をした者（法人であるときは、その代表者）は、五千円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第十三條から第十五條まで（栄養審議会）の規定並びに附則第六項（栄養士法の一部改正）及び附則第七項（厚生省設置法の一部改正）の規定は、昭和二十七年十二月一日から施行する。

（栄養指導員に関する経過規定）

2 都道府県知事又は市長は、第九條第三項（栄養指導員の資格）の規定にかかわらず、当分の間、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において、厚生大臣の指定する栄養に関する科目を修めて卒業した者を栄養指導員に任命することができる。

（食品衛生法の一部改正）

3 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

第十三條を次のように改める。

第十三條 削除

第二十三條中「第十三條」を削る。

る。

第三十二條第一号中「又は第十三條」を削る。

（食品衛生法の一部改正に伴う経過措置）

4 この法律施行前に、食品につき、改正前の食品衛生法第十三條（特別の用途に適する旨の標示許可）の規定によりされた許可は第十二條第一項（特殊栄養食品の標示の許可）の規定によりされた許可とみなし、又改正前の食品衛生法第十三條の規定による許可に基いてなされた標示は、第十二條第四項（特殊栄養食品の標示事項）の規定による標示とみなす。

5 この法律施行前に、改正前の食品衛生法第十三條の規定に違反した者に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（栄養士法の一部改正）

6 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二條の二を削る。

（厚生省設置法の一部改正）

7 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五條第二十一号の次に次の二号を加える。

二十一の二 国民栄養調査を実施すること。

二十一の三 栄養改善法（昭和二十七年法律第 号）に定める栄養食品の標示の許可をすること。

第五條第三十四号中「食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十

三号)の下に「又は栄養改善法(昭和二十七年法律第 号)を加える。
第九條第一項第四号を次のように改める。
四 栄養改善法(昭和二十七年

法律第 号)を施行すること。
第九條第一項第六号を削り、第七号を第六号とし、以下順次一号ずつ繰り上げる。

第二十九條の表中

栄養士試験審査会

厚生大臣の諮問に應じて、栄養士試験に關する事務をつかさどること。

を「栄養審査会」

厚生大臣の諮問に應じて、国民栄養の改善に關する事項を調査審議し、及び栄養士試験に關する事務をつかさどること。

改める。

○中山参議院議員 ただいま提案になりました栄養改善法案の提案理由を御説明いたします。

昭和二十一年以降、緊急食糧対策の基本資料として、また国民栄養の確保改善等を目的として、全国的に国民栄養調査を実施して来た結果によりますと、日本国民の栄養状況は、蛋白質及びカルシウムの極度の不足が顕著な特色として現われているのであります。

わが国に結核が非常に多いこと、またトラホーム、消化器系伝染性疾患に対する抵抗力が弱いこと、さらに国民の氣質として、熱しやすく冷めやすいこと、神経質であることの原因の大半は、この栄養上の欠陥に由来するといわれていますのであります。この栄養的欠陥は、国民が必ずしも量において食べ足らざるがゆえではなく、腹一ぱい食べながらも、米、麦、いも等の含水炭素に偏した食事を反省もなく攝取していることに起因するのであります。最においては、むしろ過食であるにかかわらず、質においては食べ足らざる矛盾を繰返しているからにはかな

今日までの幾多の指導実績の例から見まして、この栄養改善の成果は、量の面においては、かえつて攝取量を減少して食糧事情の解決の一助ともなり、また経済の面においては、出費を節約し得て、国民生活安定の役割を果して参つております。国民栄養の改善に關する指導行政は、従来から保健所の任務となつておりましたが、部分的にはともかく、全般的にはいまだ見るべき成果をあげるに至つておりません。これは国民全般が栄養欠陥がもたらす損失、弊害を十分に認識してないこと、従つてそれに対する指導を積極的に行うことが困難であつたこと、さらに栄養改善の問題は、生活全般に關連を有するため、技術的な一局部の指導のみでは足らず、關係行政機關の総合体制による施策が必要であるにかかわらず、その体制ができていなかつたことに原因があるかと考えられます。この法案は、従来生命維持の一線を健康の最低線として、もつぱら疾病そのものへの対策に全力を注いでいた体制から一歩を進めて、健康とは作業に耐え得る体力の保持である認識の上に立つて、これら栄養改善行政の障害となつていた原因に対してそれれ、の手段を加えんとするものであります。

法案は四つの部分から構成されております。すなわち、第一に、国民栄養調査の実施によつて国民栄養の実態を常に把握すること。国民栄養調査は、国が実施の責任を負い、これに要する費用の全額を負担いたしますが、執行には都道府県知事が当ることがにいたしております。この條項は昭和二十一年以降司令部の指示のもとに実施されて

おり、また本年度においても予算に計上されておりますものを、法律に基礎づけたものであります。

第二に、栄養審査会を設置すること。これは国民栄養調査の結果を、栄養改善に關する国の施策の中に取入れるために、關係行政機關の協力体制及び学識経験者の動員体制をはかる措置であります。審議会の新設は、今日の情勢から避くべきでありますので、従来からあります栄養士試験審査会を改組いたしました。この任務を附与することといたしました。

第三に、栄養相談所と栄養指導員を設置すること。国民の日常生活と栄養とを連絡し、かつ、栄養審査会においてつくられた栄養改善の施策を浸透させるための措置として、末端機構の整備をはかる必要がありま。栄養相談所は、現在東京に一箇所ございます。国立栄養研究所に附置された国立の栄養相談所の機能を、各保健所と結びつけて、国民の利用に便ならしめんとするものであります。栄養指導員は、現在各保健所に配置されております職員のうち医師または栄養士の資格を有する者をして、実地について積極的な栄養改善の指導を行へるべき任務を課したものであります。

第四は、集団給食施設における栄養確保と特殊栄養食品の品質保持の措置を講ずること。特定多数の他人に対して、継続的に食事を供給する場合及び他人に対して栄養食品を販売する場合、国民の各自が自己の食事を攝取する場合と趣を異にいたしますので、この二つの場合に限り、この法案は義務づけの規定をしております。すなわち、一回百食以上、一日二百五十食以上

上の給食能力を持つ集団給食施設であつて、医師または栄養士が管理しないものにあつては、栄養指導員の指導を定期に受けさせることによつて、栄養的給食の確保をはかることにいたしました。また販売する食品に栄養補給ができる旨の標示、または乳幼児用、病人用等の特別用途の標示をする場合には、許可を必要とすることにしまして、粗悪な栄養食品の販売を防止することにいたしました。

以上がこの法案の提案理由とその内容でございます。何とぞ御審議の上御賛同を賜りますようお願いいたします。

○青柳委員長代理 次に、児童福祉法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

本日は、参議院において修正された箇所についての細部の説明を、参議院法制局の中原第一課長より聴取したいと存じます。中原第一課長。

○中原参議院法制局参事 昨日参議院の厚生委員長から御説明がございまして、参議院の修正の部分につきまして、逐條的に御説明を申し上げます。

その第一点は、第十一條に關する改正規定を新たに追加することでございます。現在の第十一條には「児童福祉司の職務」という表題のもとに「都道府県に、児童福祉司を置く。」とつて二項で、児童福祉司の任務を書き、三項で、担当区域と市町村長に対して協力

を求める義務が書かれ、四項で、職務に關しては児童相談所長の指揮監督を受けるという條項になつております。現在の條文によりますと、児童福祉司はどこに所屬するかが、必ずしも明

確でございせん。児童福祉司はケース・ワーカーでございますから、これは必ず児童相談所に置くべきだ、児童相談所に配置されて、児童相談所長の指揮監督下に動くのだということを、もつとはつきりと表わす必要があるのではないかと、このことでは「都道府県は、児童相談所に児童福祉司を置かなければならない。」ということにかえたのでございす。これは実態的には、現行の條文とそうかわりはないが、その配置関係、身分関係が明確になるように書きかえたのでございす。

次に、施行期日を修正いたしてあります。政府から提出されました原案によりますと、今回の児童福祉法の一部改正の法律は、すべて「公布の日から施行する。」ということになつております。ところが、政府提出の改正案の中には、罰則に関連をする條項がございす。それは、深夜における児童の街頭業務の禁止、それから、カフェエやバーのような風俗営業施設に立ち入ることの禁止の二つでございす。この三十四條の第一項の改正規定は、罰則を伴いますので、周知期間を置く必要があるという理由から、九月一日までは、周知期間として施行を延ばすことにいたしましたのでございす。

第三点は、児童福祉法関係の經費で、ひもつき補助になつておりますのは、現在の地方財政法の十條七号によりますと、妊産婦及び乳幼児の保健指導、母子手帳、児童相談所、児童一時保護所、身体障害児の保護に要する經費だけが、ひもつきの補助になつております。児童福祉施設に要する經費と里親に要する經費まで含めて、ひもつき補

助の經費負担を広げて行くという改正をしようというのが、第三点でございす。第三点の改正は、これは予算の措置が必要になりますので、この修正規定は来年の四月一日から施行するといふように、施行期日のところを関連していじくつてあるでございす。以上が、参議院で修正いたしました内容でございす。

○青柳委員長代理 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十一分散会

昭和二十七年六月十九日印刷

昭和二十七年六月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局